

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

(写送付先:科学技術庁長官, 大蔵, 文部両大臣
人事院総裁)

大学院の整備・拡充について(勧告)

標記のことについて、本会議第42回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

大学院は、わが国における科学者及び高度の技術者のほとんど唯一の養成機関であつて、その充実如何は、わが国の学術振興にとって決定的な分岐点となるものである。

しかるに、わが国の大学院の現状は、この点に関し、一般に甚だうれうべき状態にある。本会議は、かねてよりこの事態に重大な関心をよせ、その改善についてしばしば勧告を行なつてきた。それらの勧告の趣旨の一部は、政府の施策の上に反映され、近年若干の改善を見るに至つているが、現状は、なお甚だ不満促な状態にある。このような状態を改めて、大学院を真に充実した研究と教育の場とするためには、大学院制度を根本的に確立する必要があると考えられる。

本会議は、この問題について引きつき検討を進める予定であるが、政府においては、この際すみやかに、大学院基準の制定、その他次に示す改善策を講じられるよう勧告する。

なお、この場合、大学院教育の基盤であるすべての大学の学部の教育を、充実させるための措置が講じられなければならないことはいうまでもない。

I 大学院の基準を制定し、その励行のための措置をとること大学院を整備充実させるためには、大学院の基準を定め、国・公・私立を通じて、少なくともその基準が完全に充足されるよう。必要な行財政的措置をとることが必要である。

次に、この大学院基準には、特に次の諸項を含ませるべきである。

(1) 教員の定員基準

現在大学院の教員は、学部等の教員がそのまま兼任している状況であつて、大学院固有の教員定員は存在しない。この点は、将来根本的に改められなければならない。しかしながら、現在の大学制度の下では、教員に関しては、学部の教員定員と全く別個に大学院の教員定員を立てることは、運営の実情に副わない点もあるので、さし当り現実に大学院の基礎となつてゐる講座等について、新たな教員定員の基準を定めることが適當である。

なお、研究所と大学院との関係に関する制度(学部を基礎とし研究所は協力するという制度)は早急に再検討すべきである。

(2) 事務職員および技術職員の基準

大学院の運営に相当数の事務職員を要し、また自然科学系等にあつては、一定数の技術職員を必要とすることはいうまでもない。

従つて大学院基準には、その規模と専攻課程の種別に応じ、大学院のための事務職員および技術職員を置かなければならないことを規定すべきである。

(3) 施設・設備・図書の基準

大学の施設、設備は近年若干の改善を見つつあるが、なお甚だ不十分であり、急速に進歩しつつある世界の学術水準とそれに伴う施設、設備、図書の飛躍的な改善の状況に比べると寒心に耐えられない状態にある。よってこの状態を改革するために、学部等における施設、設備、図書の近代化と拡充をはかると共に、大学院のための施設、設備、図書の基準を確立する必要がある。

II 国立大学の大学院の整備の措置を講ずること

政府はこの際上記の大学院基準を定め、国立大学の大学院を少くともこの基準に合致するよう早急に措置すべきであるが、その外にも、大学院の機能を強化するために措置すべき点が少くない。特に次に示す諸点はその急速な実現を図るべきである。

(1) 教官研究費(教官当り積算校費)および旅費の増額

これらは近年漸次増額されつつあるが、現在のところ、大学院がスクーリングを行なわなかつた戦前の学部講座の水準にすら及ばない状態である。一方現在の学術研究は、戦前とは全く水準を異にした研究の施設、設備を必要とし、また多額の研究旅費を必要としている。よってこの際政府はこれら経費の積算単価の画期的な引き上げを行なうべきである。

なお、教官の研究活動および学生の研修に關係のある庁費についても同様に考慮すべきである。

(2) 学生経費(学生当り積算校費)の増額

学生経費の現状は戦前の7分の1にすぎない状態であるので、その一般的な大幅引き上げが必要であるが、特に大学院に関しては、その学生はすでに独立の研究者に近い研究活動を行なっている場合が多い事実にかんがみ、いわゆる学生経費の觀念とはちがつた觀点に立つて新たな措置を講ずる必要がある。

(3) 学生研究旅費の支給

大学院の学生は前述のごとくすでに独立の研究者に準ずる研究活動を行なつておらず、また行なわせる必要があるので、そのためには学会、研究会への出席、各種の現地調査の実施など多額の旅費を要する研究活動に従事しなければならないが、現在、公にその旅費を支給する途はない。従つて新たにこれが支給を可能にする態度を定めるべきである。

III 国立大学の大学院学生定員について

現在国立大学の大学院にあっては、新研究科、新専攻課程の設置に伴つて漸次学生定員は増加しつつある。このことは当然のことであり、今後もますます推進されなければならないが、同時に既存の部分に関してもその学生定員を再検討する必要がある。現在自然科学系および人文、社会系の若干の専攻分野では定員充足度は上昇を続け、すでに定員を超えた人数を入学させているところが少くない。
(報告書参照)

よつてこの際、必要な専攻分野については定員増を行うべきである。

IV 大学院学生に対する奨学金および厚生施設

現在の大学院が必ずしも十分な入学志望者、入学者を集め得ていない大きな原因の一つは大学院在学中の生活維持が困難であることにある。従つて彼等をして安定した生活条件の下で活発に研修に専念させるための各般の措置をとることが急務であるが、政府においては当面特に次の措置を講じられたい。

(1) 奨学金の増額と拡大

大学院学生に対する奨学金の額およびその口数も近年次第に改善されつつあるが、なお大学院学生のかなり多くは奨学金を受けていないし、また受けている者といえども研修時間の相当部分を割いてこれを生活費獲得のための労働に充てざるを得ない状況にある。よって一段の改善を行なうべきである。

(2) 奨励研究生制度の拡充

現在の大学院には、研究の完成のために最低の在学年数を超えてなお引きつづき在学している者が少くない。日本学術振興会の奨励研究生の制度は、このような人々への奨学金としても役立っているが、なお不十分であるから、その支給額及び支給口数を一段と増加するなど、P D F 制度の確立を期すべきである。

(3) 大学院学生のための厚生施設等

大学院学生の多くは、経済的にもすでに親の庇護から独立して、自己の責任において生活を営んでいるにもかかわらず、彼等は多くの面で、社会保障的諸施策の専外に放置されている。よって例えば各大学には大学院学生のための寄宿寮を設け、研修に専念する者にふさわしい生活環境を供与するなどの措置を講ずべきであり、また、医療、傷害保障などの保険制度についても検討すべきである。

V 大学院終了者の待遇改善について

大学院終了者の待遇が適正でないこともまた大学院が必ずしも十分な入学者を得ていないことの重要な一因であり、この点の改革なくしては、わが国学術の将来の振興は期待しがたい。このことは、前回の勧告においても指摘したところであるが、その後の状況をみると改善のあとは極めて少い。このような状態は根本的に改められるべきであつて、政府は早急に、大学院修了者の優遇策を講ずる必要がある。

設明

I の(1)教員の定員基準について

教員の定員基準については例えば次のように定めることが適當であろう。

(イ) 博士講座(附置研究所等にあっては部門)

	教 授	助教授	講 師	助 手
非 実 驗	1	2		2
実験および医、歯、基礎	1	2		4
(又は	1	2	2	2)
臨 床	1	3		6

(但し、この場合、助教授の内的一名は専任講師をもつて充てるなど各大学、専攻分野の実情に応じ、適切な運用がなされることが望ましい)

(ロ) 修士講座

	教 授	助教授	助 手
非 実 驗	1	1	1
実 驶	1	1	2

(ハ) 大学院のみに関する講座をおくことができるものとし、その場合の定員は別に定めること。

II の(2)学生経費について

前述の趣旨により、これは大学院に関しては学生研究費と称すべき性格のものであり、その予算の基準は、ほぼ、修士課程の学生にあっては修士講座の助手、博士課程の学生にあっては博士講座の助手に準ずる額とすることが適当であると考えられる。

II の(3)学生研究旅費について

この支給額は学生経費の場合と同じく、修士課程の学生にあっては修士講座の助手、博士課程の学生にあっては、博士講座の助手のそれに準ずべきであろう。

III 学生定員の増加について

大学院学生定員の増加については例えば、講座単位に、

- (イ) 修士課程 2 博士課程 2
- (ロ) 修士課程 3 博士課程 2
- (ハ) 修士課程 4 博士課程 2
- (ニ) 修士課程 3 博士課程 1

など、種々の方法によって、画一的な仕方でなく、それぞれの大学と専攻分野の実情に即した仕方で増員を行なうべきである。

なお、定員増に見合った施設、設備の拡充措置が講じられるべきはいうまでもない。

また附置研究所関係の学生定員も画一的な仕方でなしに、同様の方針で適宜増員すべきであり、人文・社会系研究所に關しても必要に応じ学生定員を付すべきである。

IV 奨学金および厚生施設について

(イ) 奨学金について

奨学金については次のように措置されたい。

- i 大学院に限って、支給対象は定員の枠内で、ほぼ入学者の全員とすること。
- ii 博士課程にあっては原則として給費とすること。
- iii 給与額は、修士、博士課程を通じて、同期の学部卒業者が国立大学の助手となる場合の給与額に準ずる額とすること。

V 大学院修了者の待遇について

政府としては、当面大学院修了者で国家公務員となる者の初任給の引上げおよびその後の昇給に当つて大学院学歴を経験年数に加算する等の措置等によって、大学院修了者の優遇策を講ずべきである。

6-27

庶発第819号 昭和39年11月20日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先: 科学技術庁長官、大蔵、文部両大臣)

国際生物学事業計画の実施について(勧告)

標記のことについて、本会議第42回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。